

一般労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対して 公認会計士等が行う監査及び合意された手続業務に関する研究報告

平成 24 年 1 月 20 日

日本公認会計士協会

1. 本研究報告の目的

厚生労働省「労働者派遣事業関係業務取扱要領」及び「職業紹介事業の業務運営要領」（以下「取扱要領等」という。）の取扱いによれば、一般労働者派遣事業及び職業紹介事業（以下「一般労働者派遣事業等」という。）の新規許可及び許可の有効期間の更新に係る申請が許可される条件（以下「許可要件」という。）としては、最近の年度決算書において、次の要件（職業紹介事業にあつては、②を除く。）を満たすこととされている。なお、この申請に対する審査に当たっては、最近の貸借対照表及び損益計算書（以下「年度決算書」という。）、事業年度における法人税の税務申告書の写し及び納税証明書を申請時に提出することが取扱要領等において定められているが、当該年度決算書については公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による監査は求められていない。

- ① 資産（繰延資産及びのれんを除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が 20 百万円（職業紹介事業にあつては、新規許可時は 5 百万円、更新時は 3 百 50 万円であり、以下「20 百万円等」という。）に当該事業主が一般労働者派遣事業等を行う（ことを予定する）事業所数を乗じた額以上（以下「基準資産要件」という。）
- ② 当該基準資産額が負債の総額の 7 分の 1 以上（以下「負債比率要件」という。）
- ③ 事業資金として自己名義の現金預金額が 15 百万円に当該事業主が一般労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所数を乗じた額以上（職業紹介事業にあつては、事業資金として自己名義の現金預金額が 150 万円に当該事業主が職業紹介事業を行う（ことを予定する）事業所の数から 1 を減じた数に 60 万円を乗じた額を加えて得た額以上）（以下「現金預金要件」という。）

また、これらの要件のうち、一つでも満たされない場合には、基準資産額及び現金預金額を増額して、許可要件を満たした中間又は月次の貸借対照表及び損益計算書（以下「中間又は月次決算書」という。）に公認会計士等による監査証明を添付して厚生労働省の所管労働局に提出して審査を受けるという事後申立てを行うことが認

められている¹。

なお、当面の間、許可の有効期間の更新に係る事後申立てに限り、合意された手続実施結果報告書（以下「実施結果報告書」という。）による取扱いも可とすることとされ、その場合には、監査・保証実務委員会研究報告第 20 号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」（以下「監査・保証実務委員会研究報告第 20 号」という。）の「14. 合意された手続」を踏まえることとされている。したがって、公認会計士等が合意された手続業務を実施するに当たっては、同研究報告「14. 合意された手続」に従うことに留意する必要がある。

本研究報告は、取扱要領等の改正を踏まえ、公認会計士等が行う中間又は月次決算書に対する監査又は合意された手続業務の実施に当たっての実務上の留意事項を提供し、会員の実務の参考に資することを目的とする。

2. 中間又は月次決算書に対して実施する業務の適切な選定について

(1) 新規許可の事後申立ての場合

新規許可の事後申立ての場合とは、従前に一般労働者派遣事業等の許可を取得しておらず、最近の年度決算書において許可要件を満たさない事業主が、基準資産額又は現金預金額を増額して事後申立てを行うために、事業主が、公認会計士等に中間又は月次決算書に対する監査証明を求める場合である。

我が国においては、中間財務諸表作成基準（企業会計審議会 平成 10 年 3 月 31 日公表）や中間監査基準（企業会計審議会 平成 23 年 6 月 30 日最終改正）が定められているが、これらは金融商品取引法に基づく年度の財務諸表監査を前提として、特定の有価証券報告書提出企業に対して行われるものであり、それ以外の場合において適用されることが想定された財務報告の枠組みや監査の基準ではない。

また、我が国においては、一般に公正妥当と認められる月次決算書の作成基準等、月次決算書に特有の財務報告の枠組みや監査の基準も存在していない。

このような場合、想定利用者の関心を勘案して企業において定めた特定の財務報告の枠組みに基づき、中間又は月次決算書を作成し、監査を受けるような、特別目的の財務諸表監査の実施が考えられるが、そのような特別目的の財務諸表に対する監査の基準については、現時点において我が国には存在しない。

このような状況を踏まえると、金融商品取引法に基づく中間監査を受けていない企業から中間又は月次決算書に対する監査の実施を依頼された場合、通常、監査の

¹ 取扱要領等の事後申立ての取扱いが改正され、平成 23 年 10 月 1 日付けの一般労働者派遣事業等の新規許可及び許可の有効期間の更新に係る申請から適用されている。当該改正により、従前において認められていた、市場性のある資産の再販売価格の評価額の証明、増資の証明又は普通預金、定期預金等の残高証明書の提出の各手続が廃止された。

実施は困難な場合が多く、公認会計士等は、監査の実施が求められない次年度の決算書による申請を待たずに申請を行う必要性、緊急性、監査の実施の合理性及び実施可能性について、事業主と慎重に協議することが必要と考えられる。

なお、期中基準日において監査の実施が必要とされる場合には、会社法の定める臨時計算書類の監査（会社法第 441 条第 2 項）に準じて監査を実施することが考えられるが、臨時計算書類は会社法上、会計監査人設置会社において作成されるものであるため、前年度に監査を実施していない場合には、監査基準委員会報告書 510 「初年度監査の期首残高」に基づき、期首残高についても監査手続を実施することが求められ、その対応には事業主及び監査人双方に相応の負担を要することに留意が必要である。また、当該計算書類は取扱要領等に定める審査のために作成するものであり、当該計算書類において、その作成目的を注記した上で監査報告書上、当該作成目的に関する強調事項を付すとともに、利用制限を付す等の対応が必要である。

(2) 許可の有効期間の更新の事後申立ての場合

許可の有効期間の更新の事後申立ての場合とは、すでに一般労働者派遣事業等の許可を取得している事業主が、最近の年度決算書において許可要件を満たさないため、基準資産額及び現金預金額を増額して事後申立てを行うために、事業主が、公認会計士等に中間又は月次決算書に対する監査証明又は合意された手続業務の実施を求める場合である。

「2. 中間又は月次決算書に対して実施する業務の適切な選定について(1) 新規許可の事後申立ての場合」と同様であり、中間又は月次決算書に対する監査の実施は、慎重に対応し、その必要性・緊急性を事業主と協議し、なお必要とされる場合にのみ実施すべきものである。したがって、許可の有効期間の更新の事後申立ての場合には、公認会計士等は、中間又は月次決算書に対し、通常、合意された手続業務の実施によって対応することが望ましい。

合意された手続業務を実施する場合には、「1. 本研究報告の目的」に記載のとおり、監査・保証実務委員会研究報告第 20 号の「14. 合意された手続」を踏まえることとされているが、同研究報告は、一般労働者派遣事業等の許可の有効期間の更新に係る審査に関する合意された手続業務（以下「派遣事業等許可審査 AUP 業務」という。）に特有の業務実施の基準を必ずしも示すものではない。このため、本研究報告では、派遣事業等許可審査 AUP 業務の特質及び個別の留意事項を示すこととする。

3. 監査・保証実務委員会研究報告第 20 号を踏まえた派遣事業等許可審査 AUP 業務の特質

監査・保証実務委員会研究報告第 20 号は、合意された手続の目的において、業務の特質を次のように示している。

- (1) 公認会計士等が業務依頼者及び実施結果の利用者の関係者の間で合意された手続を実施し、その実施結果を報告する。ただし、特定の業務によっては、実施結果の利用者との間で手続について合意できない場合もあり得る。
- (2) 業務実施者の報告は、合意された手続の実施結果の事実に関してのみ行われ、いかなる結論の報告も、また保証の提供もしない。実施結果の利用者は業務実施者から報告された手続及び実施結果に基づき、自らの責任で結論を導くことが予定されている。
- (3) 手続が採用された背景を知らない者は、実施結果について誤った理解をする可能性があるため、その実施結果の報告書には、業務の特質（保証業務ではない旨）や報告書の配付制限（合意された手続の関係者のみにその配付が限定される。）等を記載する。

派遣事業等許可審査 AUP 業務においても、これらの特質を踏まえ、業務を実施することが必要とされる。例えば、上記(1)ただし書きに記載のとおり、派遣事業等許可審査 AUP 業務においては、個別の業務ごとに公認会計士等（業務実施者）は、許可の有効期間の更新を申請する事業主（業務依頼者）との間で手続について合意するが、厚生労働省の所管労働局（実施結果の利用者）の間では、手続について個別の業務ごとには合意せずに業務が実施される。

しかしながら、上記(2)に記載のとおり、業務実施者の報告は合意された手続の実施結果の事実に関してのみ行われ、実施結果の利用者は業務実施者から報告された手続及び実施結果に基づき、自らの責任で結論を導くことが予定されている。さらに、上記(3)に記載のとおり、手続が採用された背景を知らない者は、実施結果について誤った理解をする可能性がある。

そのため、公認会計士等は、派遣事業等許可審査 AUP 業務の実施に当たり、その実施について許可の有効期間の更新を申請する事業主と合意した上で、実施結果の利用者である厚生労働省の所管労働局による許可の有効期間の更新に係る審査への利用の関心に適うと考えられる適切な手続を選定して手続を実施し、実施結果を報告するように留意することが求められる。

4. 派遣事業等許可審査 AUP 業務に関する個別の留意事項

(1) 実施結果の利用者の関心に適うと考えられる手続の実施

厚生労働省の所管労働局（実施結果の利用者）の関心は、一般労働者派遣事業等

の許可の有効期間の更新に係る許可要件（基準資産要件、現金預金要件及び負債比率要件。ただし、職業紹介事業にあつては、前二者のみ）を審査する上で、提出された中間又は月次決算書に記載された残高のうち、これらの許可要件に関連する金額が、帳簿記録の裏付けとなる証拠に基づいて計上されたものであるかどうか、特に、基準資産額及び現金預金額が帳簿記録の裏付けとなる証拠なく過大に計上されていないか、負債の金額が帳簿記録の裏付けに基づかずに過小に計上されていないかどうかにある。したがって、派遣事業等許可審査 AUP 業務においては、通常、現金及び預金の過大計上の有無について手続を実施するとともに、資産及び負債のうち、基準資産額及び負債比率（職業紹介事業にあつては、基準資産額のみ）の算定に重要な影響を及ぼす科目を選択し、資産の過大計上及び負債の過小計上に関する手続を実施することとなる。

勘定科目に適用する手続については、例えば、監査・保証実務委員会研究報告第 11 号「監査マニュアル作成ガイド「財務諸表項目の監査手続編」（中間報告）」に記載されている手続等を参照し、業務依頼者である事業主と合意の上、中間又は月次決算書に対して業務の状況に合わせた手続を実施する。

なお、実施結果の利用者である厚生労働省の所管労働局は、その許可の有効期間の更新に係る審査を実施するに当たり、中間又は月次決算書に計上された金額が、許可要件を満たしているかどうかについても関心を寄せているが、当該許可要件を満たしているかどうか判断するのは実施結果の利用者の役割であり、業務実施者に求められる役割ではない。

したがって、派遣事業等許可審査 AUP 業務においては、当該許可要件を満たしているかどうかに関する結論の報告は記載せず、保証の提供もしないことに留意する。

(2) 年度決算書からの連続性に着眼した手続の選定

取扱要領等では、年度決算書について公認会計士等による監査等を求めているが、その趣旨は、年度決算書については、事業年度における法人税の税務申告書の写し及び納税証明書が添付されるため、その計上金額について一定の信頼性が付与されているためと解されている。他方、中間又は月次決算書についてはそのような税務関連の手続を経ないため、信頼性の担保のために第三者による監査証明又は合意された手続実施を求めているものと解されている。すなわち、審査上、年度決算書に適用されたものと同様の財務報告の枠組みに基づき、年度決算書の基礎となった帳簿記録を継続し更新した上で中間又は月次決算書が作成されているかどうかについて実施結果報告書から読み取れることが求められているものと解されている。

これらを踏まえれば、派遣事業等許可審査 AUP 業務の実施に当たり、中間又は月次決算書の残高の信頼性については、まず、最近の年度決算書（税務申告書に利用

されたことが明らかであるもの)を出発点とし、その残高からの連続性を確かめるための手続を決定して実施することが適切であると考えられ、中間又は月次決算書が一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されているかどうかを追及する手続までは求められていないものと考えられる。

例えば、派遣事業等許可審査 AUP 業務においては、次のような手続を事業主と合意の上、立案し、実施することが、実施結果の利用者の関心に適うものと考えられる。

- ・ 手続実施の出発点として、最近の年度決算書の貸借対照表及び損益計算書に計上された勘定科目の金額について関連する帳簿記録及び税務申告資料と照合し、さらに、終点としての中間又は月次決算書の貸借対照表及び累計損益計算書に計上された勘定科目の金額について、関連する帳簿記録と照合する。
- ・ 年度決算書日後、中間又は月次決算書日までの期間について、資産科目については増加、負債科目については減少に着眼して基準資産に重要な影響を及ぼす帳簿記録について裏付けを示す関連証憑の提示を受け、資産の過大計上、負債の過小計上を示す事実の有無を確かめる。
- ・ 会計方針が継続して適用されているかどうかについて留意し、中間又は月次決算書と年度決算書において適用された会計方針を質問その他の手続により聴取する。

(3) 合意された手続の適用対象とする科目の決定

年度決算書から中間又は月次決算書までの帳簿記録の連続性を確かめるための手続を実施する上では、中間又は月次決算書に計上された勘定科目金額から、通常、現金及び預金のほか、資産及び負債の中から基準資産額又は負債比率（職業紹介事業にあっては、基準資産額のみ）の算定に重要な影響を及ぼす科目を選択する。その年度決算後の帳簿記録から、主として資産（現金及び預金を含む。）の増加記録及び負債の減少記録に焦点を当てた手続を事業主と合意の上で立案することが必要である。

なお、一般労働者派遣事業等の許可の有効期間の更新について中間又は月次決算書を用いて審査を受けようとする事業主において、その資産及び負債は主として売掛金、未収入金、未払費用、前受金等の営業債権・債務及び借入金から構成され、また、これら以外にも商品、土地、建物、ソフトウェア、貸付金等の重要な勘定残高を有することがある。

このように、事業主の中間又は月次決算書ごとに勘定科目の構成が異なるため、手続の対象とする勘定科目の選択に当たっては、どの資産科目、負債科目に対して手続を実施するかについての一律又は共通の基準は存在しない。したがって、各事業主の中間又は月次決算書の実情に応じて、手続対象とする勘定科目を事業主と合

意の上で選定することに留意する。

また、厚生労働省の所管労働局（実施結果の利用者）の関心や実施結果の利用のあり方を勘案すれば、年度決算書から中間又は月次決算書までの帳簿記録の連続性を確かめるための手続においては、年度決算後の帳簿記録の主として資産（現金及び預金を含む。）の増加記録及び負債の減少記録のうち、当該増減記録金額が事実によって裏付けられなかった場合に基準資産額が 20 百万円等に事業所数を乗じた金額を下回ってしまう程に影響を及ぼすかどうか等を勘案し、業務依頼者である事業主と協議及び合意の上、手続実施の対象とする科目を決定する。

(4) 手続の実施対象取引の抽出

派遣事業等許可審査 AUP 業務においては、年度決算書から中間又は月次決算書までの帳簿記録の連続性を確かめるための対象科目において、年度決算後に計上されたすべての取引について、それが事実と反して計上されていないかどうかを検討することは必要とされず、その手続の実施範囲は、業務依頼者としての事業主との協議及び合意に基づき決定される。

提出された中間又は月次決算書に記載された残高のうち、基準資産額及び現金預金額が過大計上、負債の金額の過小計上があり、また、年度決算後の資産（現金及び預金を含む。）の増加記録及び負債の減少記録が事実によって裏付けられなかった場合に、基準資産額が 20 百万円等に事業所数を乗じた金額を下回ってしまうかどうか等、実施結果の利用者の関心を勘案し、適切な取引をサンプルとして抽出して実施するように、事業主と協議することが必要である。

なお、派遣事業等許可審査 AUP 業務において、このようなサンプルの抽出により手続を実施する場合には、予め、サンプルの抽出基準、抽出対象、抽出方法及び件数等について、業務依頼者である事業主と合意の上で、サンプルの抽出を行い、手続を行うことに留意する。

(5) 実施結果報告書の記述

派遣事業等許可審査 AUP 業務において実施した合意された手続及び実施結果を報告するに当たって、主な留意事項は次のとおりである。

- ① 報告は、手続実施の結果識別した事実に関してのみ行われる。
- ② 合意された手続の実施対象となる中間又は月次決算書、年度決算書及び勘定科目、帳簿記録や関連資料について具体的に記述し、手続を実施した対象範囲を限定する。

なお、実施結果報告書は、その対象となる中間又は月次決算書及び年度決算書を袋とじにする等、審査に当たって手続の実施対象が明らかになるように配

慮する。

- ③ 手続の実施結果の事実を具体的かつ明瞭に記述するために、手続に用いた記録や資料の入手元を明示し、その信頼性について実施結果報告書の利用者が判断できるようにする。

また、手続の実施対象とした取引、残高等について、例えば、サンプルの抽出により手続を実施した場合には、サンプルの抽出基準、抽出対象、抽出方法及び件数等を具体的に示し、サンプルとして抽出した取引を明示し特定できるようにする。

- ④ 業務の実施目的及び実施結果報告書の配付及び利用制限を記述する。
- ⑤ 保証業務（監査又はレビュー）として実施された業務ではないことについて言及する。
- ⑥ 業務実施者（公認会計士等）と業務依頼者（事業主）の間の公認会計士法の規定に準じた利害関係の有無について記載する。

なお、付録として実施結果報告書の作成の参考に資するために、「一般労働者派遣事業等の許可の有効期間の更新に係る審査に関する合意された実施手続実施結果報告書の文例」を示している。

付録「一般労働者派遣事業等の許可の有効期間の更新に係る審査に関する合意された手続実施結果報告書の文例」

合意された手続実施結果報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇〇監査法人

代表社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

(注1)

当監査法人(注2)は、〇〇株式会社(以下「会社」という。)からの依頼に基づき、平成×年×月×日付けで会社による一般労働者派遣事業(注3)の許可の有効期間の更新に係る審査の申請に関連して会社との間で合意された下記手続を実施した。

なお、本報告書は一般労働者派遣事業(注3)の許可の有効期間の更新に係る審査の申請に関連して会社が使用する月次決算書又は年度決算書に関するものであり、一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成される、会社の全体としてのいかなる財務諸表にも言及するものではない。

合意された手続の範囲

当監査法人(注2)は、日本公認会計士協会が公表している監査・保証実務委員会研究報告第24号「一般労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対して公認会計士等が行う監査及び合意された手続業務に関する研究報告」に従って手続を実施した。

当監査法人(注2)の実施した次の手続は、本報告書に添付されている会社の平成×年×月×日現在の月次決算書(すなわち、平成×年×月×日現在の貸借対照表及び同日に終了する×か月会計期間に係る損益計算書。以下「月次決算書」という。)及び年度決算書(平成×年×月×日現在の貸借対照表、同日に終了する損益計算書。以下「年度決算書」という。)に計上されている各勘定残高のみを対象とし、会社の一般労働者派遣事業(注3)の許可の有効期間の更新に係る審査の申請に関連して、月次決算書に計上された各勘定残高を評価するに際し利用されるためにのみ実施したものである。

合意された手続

当監査法人（注2）は、関連する職業倫理に関する規定を遵守し、次の手続を実施した。

- (1) 月次決算書及び年度決算書に計上されている残高を会社の総勘定元帳の勘定残高と集計突合する。合致しない場合には、差異の金額を手続の実施結果の記述において明示する。
- (2) 年度決算書に計上された税引前当期利益の金額を、当該事業年度における法人税の納税申告書別表四の写しと突合する。さらに、年度決算書に計上された法人税等の金額を当該事業年度における納税証明書と突合する。合致しない場合には、差異の金額を手続の実施結果の記述において明示する。
- (3) 上記(1)の手続実施の結果、月次決算書に計上された「現金及び預金」について合致した場合には、会社の当該総勘定元帳の残高を会社入手の自己名義の銀行残高証明書及び会社作成の手許現金有高表（金種別）と突合する。合致しない場合には、差異の金額を手続の実施結果の記述において明示する。
- (4) 上記(3)の手続実施の結果、月次決算書に計上された「現金及び預金」について合致しない場合には、会社から差異金額の説明及び関連証憑の提示を受け、関連証憑に記載された内容を照合し、金額を突合する。
- (5) 上記(1)の手続実施の結果、月次決算書に計上された「売掛金」、「未払金」、「借入金」、「資本金」のうち合致した勘定残高について、総勘定元帳から、年度決算書日後、月次決算書日までに生じた残高の増減の記録から会社と合意した取引×件を抽出し、会社から提示を受けた関連証憑との突合を行い、日付及び金額の一致を確かめる。
- (6)

合意された手続の実施結果

上記の手続を実施した結果は、次のとおりである。

- (1) 合意された手続(1)の事項について、会社の月次決算書及び年度決算書に計上された金額と会社の総勘定元帳の勘定残高を突合した結果、すべて一致した。
- (2) 合意された手続(2)の年度決算書に計上された税引前当期利益の金額を、当該事業年度における法人税の納税申告書別表四の写しと突合した結果、すべて一致した。さらに、年度決算書に計上された法人税等の金額を、当該事業年度における納税証明書と突合した結果、すべて一致した。
- (3) 合意された手続(3)の事項について、会社の当該総勘定元帳の残高を会社入手の銀行残高証明書及び会社作成の手許現金有高表（金種別）と突合した結果、差異のある1件を除き、金額は一致した。差異のある1件は△△銀行に関する残高であり、会社の総勘定元帳残高×××円に対して、銀行残高証明書金額は×××円であり、差異×××円が発見された。

(4) 合意された手続(4)の事項について、上記(3)の手続の実施結果において発見された差異金額×××円について、会社の提示した差異の説明の内容は次のとおりであり、会社から提示された関連証憑との突合を行い、日付、金額の一致を確かめた。

会社の差異説明の内容			関連証憑	
日付	金額(円)	概要	左記の金額との一致・不一致	不一致の場合の差異
××	××	×××	一致	×××

(5) 合意された手続(5)の事項について、次の取引を総勘定元帳から抽出し、会社から提示を受けた関連証憑との突合を行い、日付、金額及び相手先の一致を確かめた。

① 「売掛金」

総勘定元帳				関連証憑	
日付	金額(円)	相手先	名称	総勘定元帳との一致・不一致	不一致の場合の差異
××	××	×××	××	一致	×××

.....

② 「未払金」

.....

③ 「借入金」

.....

④ 「資本金」

.....

(6)

合意された手続業務の特質

上記の手続は、財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、当監査法人(注2)は、平成×年×月×日現在の会社の月次決算書又は平成×年×月×日現在の年度決算書についていかなる結論の報告も、また保証も提供することもしない。もし当監査法人(注2)が一般に公正妥当と認められる監査の基準若しくはレビューの基準に準拠して月次決算書又は年度決算書の監査若しくはレビューを行うか、又は手続の範囲を更に拡大した場合、追加的に報告すべき事項

が発見される可能性がある。

なお、本報告書は一般労働者派遣事業（注3）の許可の有効期間の更新に係る審査の申請に関連して会社のために作成されたものであり、当該審査の申請以外の目的で配付又は利用してはならない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 本文例は、月次決算書を用いて許可の有効期間の更新の事後申立てを行う場合を想定している。

※2 「合意された手続」及び「調査結果項目」が多岐にわたる場合は、これらを添付書類として示す方法によることも可能である。

(注1) ① 業務契約において業務実施者が特定されている場合又は監査法人において報告書署名者に関する内規がある場合には、これらに応じて代表社員の肩書きを省略するなど、適宜必要な修正を行う。

② 合意された手続を実施した者が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注2) 合意された手続を実施した者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 職業紹介事業の場合には、「有料・無料職業紹介事業」など、適宜必要な修正を行う。

以 上